

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の骨子（案）について

1. 制度の趣旨・目的

- 一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する制度です。この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、市民のみなさんの性の多様性への理解が深まり、誰もが大切な人と安心して暮らすことのできる人権を尊重し合えるまちを目指します。
- あわせて、カップルと生計を共にする家族等が、法令等の範囲内で、婚姻関係にある家族と同様のサービスが受けられるように、「ファミリーシップ制度」を導入することとします。

2. 利用対象者

- 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約束した2人で、個別条件は以下のとおりとします。

個別条件	内容
(1) 戸籍上の性別要件	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルを対象とする。
(2) 年齢要件	双方が成年に達していること。
(3) 住所要件	少なくともいずれか一方が市内在住（3カ月以内に転入予定である場合を含む）であること。
(4) 婚姻等要件	双方が現に婚姻しておらず、他者とのパートナーシップ関係にないこと。
(5) 近親者等要件	近親者（直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。

- また、上記の一方または双方の子（実子または養子）を含めた近親者、その他市長が認める者で、生計が同一であり家族として協力し合う関係にある場合は、ファミリーシップ関係にある者として宣誓ができるものとします。

3. 手続きの方法等

- 宣誓書に記入し、必要書類を添えて、市の受付窓口（人権推進課）に提出する。宣誓時には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した顔写真付きのもの）を提示する。

- 本人確認にあたり、プライバシー確保のため、事前申請により、適切な会場の確保、また、Web 会議システムを活用するなど、配慮を行う。

《届け出に必要な書類》

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明
- ・双方共に市内に居住していない場合は、転入予定であることがわかる資料等
- ・双方が共に婚姻していないことを証明する書類
- ・ファミリーシップ関係にあることがわかる書類
- ・上記の他、市長が必要と認める書類

4. 交付書類

- 宣誓書を受領した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書」及び「同受領カード」を交付します。
- ただし、転入前の場合は、上記書類に代えて、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票」を交付します。

5. 本制度に対する行政サービスの提供等

- 本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供します。
(例) 市営住宅の入居、市立病院における親族・家族同等の対応、住民票の続柄（同居人→縁故者）変更、罹災証明の交付 等
※なお、現在確認できた上記サービス以外に拡大できるものがないか引き続き検討します。
- 本制度の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民および事業者への周知啓発に努めます。
- 関係機関や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し、夫婦・家族同等のサービスの提供を行ってもらえるよう市として働きかけていきます。
- 制度導入後において、制度利用者の転入転出時の負担軽減を図るため、他自治体との連携に向けて取り組む他、当事者の立場に立ち施策の拡充に努めます。

6. 今後のスケジュール（案）

令和5年(2023年) 1 1月	人権尊重のまちづくり審議会
令和6年(2024年) 1月	人権尊重のまちづくり審議会
2月	パブリック・コメント実施
6月(予定)	パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入 関連条例等改正